



● 公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介等を行っています。

名称	所在地	電話番号／【ファックス】
ハローワーク小倉 門司出張所	門司区北川町1-18	381-8609 【381-5875】
ハローワーク小倉	小倉北区萩崎町1-11	941-8609 【941-8631】
ハローワーク八幡 若松出張所	若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎1階	771-5055 【751-5467】
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階	622-5566 【621-3941】
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	871-1331 【881-4026】

● 難病患者就職サポーター

ハローワークで、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に、細やかな就労支援を行います。

名称	所在地	電話番号／【ファックス】
ハローワーク福岡東	福岡市東区千早六丁目1-1	092-672-8609 【092-681-1438】

● 北九州障害者しごとサポートセンター

就職を希望する障害のある人に、相談、情報提供、職場開拓などの支援を行います。

名称	所在地	電話番号／【ファックス】
北九州障害者しごとサポートセンター	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	871-0030 【871-0083】

● 障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）と協力して、就職に向けて職業相談、職業評価、職場適応援助者（ジョブコーチ）による就職前及び就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

事業主の方に対して

事業主が障害者を新たに雇用する際の作業施設の改善、障害者の能力に合わせた職務の開発、また事業主が障害者を受け入れた後の様々な問題などについて、専門的な援助を行っています。

名称	所在地	電話番号／【ファックス】
福岡障害者職業センター 北九州支所	小倉北区萩崎町1-27	941-8521 【941-8513】



● 特別支援教育相談センター

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行います。
 ※詳しくは北九州市ホームページ（特別支援教育相談センターのサイト <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/kyou-tokushi-center.html>）をご覧ください。

名称	所在地	電話番号／【ファックス】
北九州市立特別支援教育相談センター	小倉南区春ヶ丘10-2	921-2230 【923-3010】





● あんしん通報システム

重度の身体障害のある人や高齢者のみからなる世帯などのお宅に通報装置などを設置し、ペンダント型送信機などのボタンを押したり、センサーが煙、熱を感知した場合に、24時間体制の民間コールセンターなどに緊急メッセージが流れることで、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。

世帯・身体要件や生計中心者の課税状況に応じて費用負担が必要になることがあります。
なお、一部地域（離島、山間部等）では、サービスの内容に制限があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 緊急速報メール（エリアメール）

緊急地震速報や津波警報及び特別警報、国・地方公共団体の災害・避難情報を、対象エリア内の携帯電話に強制配信するシステムで、対応機種であれば受信可能です。

● 防災・危機管理情報ツイッター

避難指示等の避難情報や国民保護に関する情報、気象情報などの防災・危機管理情報のほか、防災啓発に関する各種情報を発信しています。

アドレス https://twitter.com/kitakyushu_kiki

● 視覚・聴覚障害者に対する避難情報の提供

携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚・聴覚障害者の方へ、自宅の固定電話やFAXへ避難情報（緊急速報メール同様）を提供しています。なお、利用するためには事前登録が必要です。

対象者（以下のすべてに該当する方）

- ①視覚障害（障害等級1・2級）の方、または聴覚障害（障害等級2級）の方（総合等級ではなく個別等級）
- ②ひとり暮らし、または視覚・聴覚障害者のみからなる世帯の方
- ③携帯電話を保有せず、固定電話、FAX電話のみを保有している方
- ④病院や社会福祉施設等に入院または入所していない方

費用負担 通話料や通信料は不要ですが、ファックス用紙やインクは自己負担となります。

窓口 北九州市危機管理室（電話582-2110／FAX582-2112）
各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 災害への備え

日頃から備えておくこと

災害は、いつ起こるか分かりません。慌てず行動ができるように、日頃から緊急時の連絡先や避難先、避難方法など災害時の対応について、家族や主治医などと話し合っておきましょう。また、自宅での危険個所について確認しておきましょう。

家庭で準備しておく非常用品と備蓄品(例)

● 避難のときに持っていく最低限のもの（非常持ち出し袋に入れておくもの）

非常持ち出し袋には、両手の空くりュックサックが便利です。重すぎないかどうか、背負って確認しましょう。

- | | | |
|--|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 非常食 | <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 常備薬（処方箋） |
| <input type="checkbox"/> お薬手帳（コピー可） | <input type="checkbox"/> 衣類 | <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん |
| <input type="checkbox"/> 貴重品（現金・健康保険証・特定医療費受給者証（コピー可）など） | | |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 救急用品 | <input type="checkbox"/> 洗面用具 |
| <input type="checkbox"/> 簡易トイレ | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> タオル・ティッシュ | <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器 | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |
| <input type="checkbox"/> 防寒具・雨具 | <input type="checkbox"/> 毛布 | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 消毒薬 | <input type="checkbox"/> 生理用品 |

● 備蓄品の準備

災害発生から数日は物流が止まり、普段通りに買い物ができないことが考えられます。準備する備蓄の目安は3日分です。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 非常食 | <input type="checkbox"/> 飲料水（大人1人1日あたり3ℓが目安） |
| <input type="checkbox"/> 常備薬 | <input type="checkbox"/> 燃料（卓上カセットコンロ、固形燃料等） |
| <input type="checkbox"/> 生活用品（簡易トイレ、トイレトペーパー、毛布、衣類等） | |

● 医療機器をお使いの方

停電時や機器の故障時の対策を準備することが必要です。予備バッテリー、予備物品の確保など、事前に確認しておきましょう。また、人工呼吸器などの医療機器をご使用の方は、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されるため、必要に応じ、入院可能な医療機関を確保しておく等、あらかじめ主治医と相談しておくことも大事です。

● 特殊な治療薬剤の備蓄の必要のある方

災害時は、普段服用しているお薬がすぐに入手できない可能性があります。服用中のお薬を余分に（約1週間分）保管しておくことで安心です。また、避難の際にすみやかに持ち出せるよう、日頃から整理しておきましょう。

難病のある方をサポートする方へ

難病には、筋萎縮性側索硬化症、クローン病、全身性エリテマトーデス等、多くの種類があります。病状や障害の程度は、病気により様々です。難治性であったり、経過が慢性にわたる疾患が含まれます。外見では病気であることが分からない方や症状が安定しない方、常時医療的ケアが必要な方、医療機器を日常的に使用している方がいるため、**難病のある方で本人の状況を確認することが大切です！**



● ハート・プラスマークの配布

「ハート・プラスマーク」とは、心臓や呼吸機能、腎臓、膀胱、腸など、身体内部に障害があることを示すマークです。

身体内部に障害のある人に、名刺サイズの「ハート・プラスマーク」カードや、直径3cmの「ハート・プラスマーク」バッジを配布しています。

配布場所

- 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー
- 各出張所
- 北九州市難病相談支援センター

● ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう作成されたマークです。障害の特性や、具体的な支援内容をあらかじめ記入できる、ヘルプマーク（ストラップ型）や、ヘルプマークがデザインされたカードを配布しています。

申込み方法

「ヘルプマーク（ストラップ型）」

郵 送 〒803-8501 小倉北区内1-1
保健福祉局障害福祉企画課
電 話 582-2453
FAX 582-2425
電子申請可



配布場所

- 「ヘルプカード」 ● 各区役所 高齢者・障害者相談係 ● 各出張所
● 北九州市難病相談支援センター

● ふくおか・まごころ駐車場制度

商業施設や公共施設などの障害者等用駐車場のうち登録された駐車場を、障害のある人や介護が必要な高齢者、妊産婦などの方々が安心して利用できるための制度です。この制度に登録された駐車場の利用には、利用証が必要です。

対象者

- ①障害のある人
 - 身体障害 身体障害者手帳を持ち、次の等級以上の人
 - ▼視覚障害4級以上 ▼聴覚障害3級以上 ▼平衡機能障害5級以上
 - ▼上肢機能障害2級以上 ▼下肢機能障害6級以上 ▼移動機能障害6級以上
 - ▼体幹機能障害5級以上 ▼内部機能障害4級以上
 - 知的障害 療育手帳「A」の人
 - 精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ②高齢者等 介護保険要介護1以上の人
- ③難病患者 特定医療費（指定難病）受給者（小児慢性特定疾病医療受給者も含む）
- ④妊産婦 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の人
- ⑤けが人 けがで車いすなどを使用している人

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

●粗大ごみ持ち出しサービス

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。※引越ごみの制度は利用できません。

粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。

対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者等、障害の種類は問わず認定を受けている方（健常者と同居している場合は対象となりません。）

申込み方法

————粗大ごみ受付センターに電話又はFAXで申し込んでください。————

電話 592-5300

FAX 592-5432

受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00

（収集日の前日まで、祝日も受け付けます）

●ふれあい収集

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関先まで収集に伺います。週一回、指定袋に入れられた全ごみ種（家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装）を収集します。

対象者

家庭から出るごみを出すことが困難な方で、親族や地域住民、ボランティア等による協力が得られず、次の各号で構成される世帯。

①障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

②介護保険の要介護2以上の単身世帯

※同居の方がいる場合は、同居者も①、②に該当する必要があります。

申込み方法

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）、又は環境局業務課に備え付けの申込書で申込みます。

申込書は代筆、郵送も可能です。

郵送の場合：〒803-8501 小倉北区城内1-1 北九州市環境局業務課まで

